

官報

号外

昭和二十二年八月二十四日

○第一回衆議院會議錄第二十八号

昭和二十二年八月二十三日(土曜日)

午後二時三十五分開議

議事日程 第二十七号

昭和二十二年八月二十三日(土曜日)

日

午後一時開議

第一 裁判官彈劾法案(議院運営委員長提出)

第二 自由討議 (前会の続)

〔朗読を省略した報告〕

一、去る二十一日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

傳染病予防法等の一部を改正する法律

保健所法を改正する法律

一、昨二十二日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

船員保険法の一部を改正する法律

一、去る二十一日議長において、特別委員の辞任に伴い、次の通り補欠指名した。

官報号外

昭和二十二年八月二十四日

衆議院會議錄第二十八号 議長の報告

裁判官彈劾法案

水害地対策特別委員

飯田 義茂君 早川 崇君

一、去る二十一日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

水害地対策特別委員

坪井 龜藏君 的場金右衛門君

一、去る二十一日内閣から提出した議案は次の通りである。経済警察官の臨検検査等に関する法律案

一、昨二十二日委員長から提出した議案は次の通りである。

裁判官彈劾法案(議院運営委員長提出)

一、昨二十二日内閣から提出した議案は次の通りである。

國際電氣通信株式会社等の社員で公務員となつた者の在職年の計算に関する恩給法の特例等に関する法律案

一、去る二十一日参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。

大学等への死体交付に関する法律案

大正十二年勅令第五百二十八号司法警察官吏及び司法警察官吏の職務を行ふべき者の指定等に関する勅令の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)(第四四号)

厚生委員会 付託

一、去る二十一日予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

農業資産相続特別法案(内閣送付)(予第二号) 農林委員会 付託

一、昨二十二日委員会に付託された議案は次の通りである。開拓者資金融通法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)(第四五号)

農林委員会 付託

大正十二年勅令第五百二十八号司法警察官吏及び司法警察官吏の職務を行ふべき者の指定等に関する勅令の一部を改正する法律案

一、昨二十二日参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。

開拓者資金融通法の一部を改正する法律案

一、去る二十一日委員会に付託された議案は次の通りである。

經濟警察官の臨検検査等に関する法律案(内閣提出)(第四二号)

司法委員会 付託

大学等への死体交付に関する法律案(内閣提出)(参議院送付)(第四三三三)

大正十二年勅令第五百二十八号司法警察官吏及び司法警察官吏の職務を行ふべき者の指定等に関する勅令の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)(第四四号)

厚生委員会 付託

一、去る二十一日予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

農業資産相続特別法案(内閣送付)(予第二号) 農林委員会 付託

一、昨二十二日委員会に付託された議案は次の通りである。開拓者資金融通法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)(第四五号)

農林委員会 付託

一、去る二十一日予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

農業資産相続特別法案(内閣送付)(予第二号) 農林委員会 付託

一、昨二十二日委員会に付託された議案は次の通りである。開拓者資金融通法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)(第四五号)

農林委員会 付託

一、去る二十一日予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

から送付された議案は次の委員会に付託された。

農業資産相続特別法案(内閣送付)(予第二号) 農林委員会 付託

一、昨二十二日委員会に付託された議案は次の通りである。開拓者資金融通法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)(第四五号)

農林委員会 付託

國際電氣通信株式会社等の社員で公務員となつた者の在職年の計算に関する恩給法の特例等に関する法律案(内閣提出)(第四六号)

厚生委員会 付託

一、去る二十一日参議院において本院から送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

傳染病予防法等の一部を改正する法律案

保健所法の一部を改正する法律案

一、昨二十二日参議院において、本院から送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

船員保険法の一部を改正する法律案

〇議長(松岡駒吉君) これより會議を開きます。

〇議長(松岡駒吉君) 日程第一は、委員長提出の法律案でありますから、委員会の審議を省略するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり。〕

〇議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。

日程第一、裁判官彈劾法案を議題といたします。提出者の趣旨弁明を許します。議院運営委員長淺沼稻次郎君。

裁判官彈劾法案

第一章 総則

第二章 訴追

第三章 裁判

第四章 罰則

〇議長(松岡駒吉君) 日程第一は、委員長提出の法律案でありますから、委員会の審議を省略するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり。〕

〇議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。

日程第一、裁判官彈劾法案を議題といたします。提出者の趣旨弁明を許します。議院運営委員長淺沼稻次郎君。

裁判官彈劾法案

第一章 総則

第二章 訴追

第三章 裁判

第四章 罰則

附則

裁判官彈劾法案

第一章 総則

第一條(この法律の趣旨) 裁判官の彈劾については、国会法に定めるものの外、この法律の定めるところによる。

第二條(彈劾による罷免の事由) 彈劾により裁判官を罷免するのは、左の場合とする。

一 職務上の義務に著しく違反

三三三

三三三

三三三

三三三

三三三

三三三

し、又は職務を怠らしくは怠つたとき

二 その他職務の内外を問はず、裁判官としての威信を著しく失ふべき非行があつたとき

第三條（彈劾裁判所及び訴追委員会の所在地）彈劾裁判所及び訴追委員会は、これを東京都に置く。

第四條（彈劾裁判所及び訴追委員会の職權行使）彈劾裁判所及び訴追委員会は、國會の閉会中でも職權を行うことができる。

第二章 訴追

第五條（訴追委員・予備員）訴追委員の員数は、二十人とし、その予備員の員数は、十人とする。

訴追委員及びその予備員の選挙は、衆議院議員総選挙の後初めて召集される國會の会期の始めにこれを行う。但し、第一回國會においては、その会期中にこれを行う。

訴追委員又はその予備員が欠けたときは、衆議院においてその補欠選挙を行う。

訴追委員及びその予備員の任期は、衆議院議員としての任期による。

訴追委員及びその予備員は、衆議院の許可を得て辭職することが

できる。但し、國會の閉会中は、衆議院議長の許可を得て辭職することができる。

予備員は、訴追委員に事故のある場合又は訴追委員が欠けた場合に、訴追委員の職務を行う。

予備員が前項の規定により職務を行う順序は、その選挙の際、衆議院の議決によりこれを定める。

訴追委員及びその職務を行う予備員は、國會の閉会中その職務を行う場合においては、衆議院議長の定めるところにより、相当額の手当を受ける。

第六條（委員長・書記）訴追委員会の委員長は、会務を統理し、訴追委員会を代表する。

委員長に事故のあるときは、予め訴追委員会の定める順序により、他の訴追委員が、臨時に委員長の職務を行う。

第七條（書記長・書記）訴追委員会に書記長及び書記を置く。

書記長は、委員長の監督を受けて、庶務を掌理し、書記を指揮監督する。

書記は、上司の命を受けて、庶務に従事する。

書記長及び書記は、委員長が衆

議院議長の同意を得てこれを任免する。

第八條（職權の獨立）訴追委員は、獨立してその職權を行う。

第九條（招集）訴追委員会は、委員長がこれを招集する。

五人以上の訴追委員の要求があるときは、委員長は、訴追委員会を招集しなければならない。

第十條（議事）訴追委員会は、十五人以上の訴追委員の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

訴追委員会の議事は、出席訴追委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。但し、罷免の訴追又は罷免の訴追の猶予をするには、出席訴追委員の三分の二以上の多数でこれを決する。

訴追委員会の議事は、これを公開しない。

第十一條（調査）訴追委員会は、裁判官について彈劾による罷免の事由があると思量するときは、これを調査し、又は官公署にその調査を囑託することができる。

訴追委員会及び前項の囑託を受けた官公署は、同項の調査に関し

て、証人の出頭及び証言並びに記録の提出を要求することができる。

前項の要求により出頭した証人には、彈劾裁判所に証人が出頭した場合の例により、旅費、日当及び止宿料を支給する。

第十二條（訴追期間）罷免の訴追は、彈劾による罷免の事由があつた後三年を経過したときは、これを行うことができない。但し、同一の事由について刑事訴追があつたときは、事件の判決が確定した後一年を経過するまで罷免の訴追を行うことができる。

第十三條（訴追の猶予）訴追委員会は、情狀により訴追の必要がないと認めるときは、罷免の訴追を猶予することができる。

第十四條（訴追狀の提出）罷免の訴追は、彈劾裁判所に訴追狀を提出してこれをするものとする。

訴追狀には、訴追を受ける裁判官の官職、氏名及び罷免の事由を記載しなければならない。

訴追委員会は、彈劾裁判所に訴追狀を提出したときは、直ちにその旨を最高裁判所に通知しなければならない。

第十五條（訴追の請求）何人も、裁判官について彈劾による罷免の事由があると思量するときは、訴追委員会に対し、その事由を明かにし、罷免の訴追をすべきことを求めることができる。

第三章 裁判

第十六條（裁判員・予備員）裁判員の員数は、衆議院議員及び参議院議員各七人とし、その予備員の員数は、衆議院議員及び参議院議員各四人とする。

衆議院議員たる裁判員及びその予備員については、第五條第二項及び第三項の規定を準用する。

参議院における裁判員及びその予備員の選挙は、第一回國會の会期中にこれを行う。

参議院議員たる裁判員又はその予備員が欠けたときは、参議院においてその補欠選挙を行う。

裁判員及びその予備員の任期は、衆議院議員又は参議院議員としての任期による。

裁判員及びその予備員は、その者の属する議院の許可を得て辭職することができる。但し、國會の閉会中は、その者の属する議院の議長の許可を得て辭職することができる。

予備員は、その者の属する議院の議員たる裁判員に事故のある場合又はその裁判員が欠けた場合に、その裁判員の職務を行う。

予備員が前項の規定により職務を行う順序は、その選挙の際、その者の属する議院の議決によりこれを定める。

裁判員及びその職務を行う予備員は、国会の閉会中その職務を行う場合においては、両議院の議長協議して定めるところにより、相当額の手当を受ける。

第十七條(裁判長の職務) 弾劾裁判所の裁判長は、口頭弁論を指揮し、法廷における秩序を維持し、裁判の評議を整理する外、弾劾裁判所の事務を統理し、弾劾裁判所を代表する。

裁判長に事故のあるときは、予め、弾劾裁判所の定める順序により、他の裁判員が、臨時に裁判長の職務を行う。

第十八條(書記長、書記) 弾劾裁判所に書記長及び書記を置く。

書記長は、裁判長の監督を受けて、庶務を掌理し、書記を指揮監督する。

書記は、上司の命を受けて、庶務に従事する。

書記長及び書記は、前二項の外、裁判員の命を受けて、事件に関する事務に従事する。

書記長及び書記は、裁判長が両議院の議長の同意を得てこれを任免する。

第十九條(職権の独立) 裁判員は、独立してその職権を行う。

第二十條(合議制) 弾劾裁判所は、衆議院議員たる裁判員及び参議院議員たる裁判員がそれぞれ五人以上出席しなければ、審理及び裁判をすることができない。但し、法廷ですべき審理及び裁判を除いて、その他の事項につき弾劾裁判所が特別の定をした場合は、この限りでない。

第二十一條(訴追状の送達) 弾劾裁判所は、罷免の訴追があつたときは、直ちに訴追状の謄本を罷免の訴追を受けた裁判官に送達しなければならない。

第二十二條(弁護人の選任) 罷免の訴追を受けた裁判官は、何時でも弁護人を適任することができる。弁護人については、刑事訴訟に関する法令の規定を準用する。

第二十三條(口頭弁論) 罷免の裁判は、口頭弁論に基いてこれをしなければならない。

罷免の訴追を受けた裁判官が口頭弁論の期日に出頭しないときは、更に期日を定めなければならない。その裁判官が正当な理由がなくその期日に出頭しないときは、前項の規定にかかわらず、その陳述を聴かないで審理及び裁判をすることが出来る。

第二十四條(訴追委員の立会) 訴追委員会の委員長又はその指定する訴追委員は、法廷における審理及び裁判の宣告に立ち合う。

第二十五條(開廷の場所) 法廷は、弾劾裁判所でこれを開く。

弾劾裁判所は、必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、他の場所で法廷を開くことができる。

第二十六條(審判の公開) 弾劾裁判所の対審及び裁判の宣告は、公開の法廷でこれを行う。

第二十七條(法廷の秩序維持) 裁判長は、法廷における弾劾裁判所の職務の執行を妨げ、又は不当な行状をする者に対し、退廷を命じ、その他法廷における秩序を維持するのに必要な事項を命じ、又は処置を執ることができる。

第二十八條(訊問) 弾劾裁判所は、罷免の訴追を受けた裁判官を召喚し、これを訊問することが出来る。

前項の場合には、刑事訴訟に関する法令の規定を準用する。但し、勾引することは出来ない。

第二十九條(証拠) 弾劾裁判所は、申立により又は職権で、必要な証拠を取り調べ、又は地方裁判所にその取調を嘱託することが出来る。

証拠については、刑事訴訟に関する法令の規定を準用する。但し、弾劾裁判所及び弾劾裁判所の裁判長は、勾引、押收若しくは搜索その他の他人の身体、物若しくは場所について、強制の処分をし、若しくはすることを命じ、又は過料の決定をすることは出来ない。

弾劾裁判所は、前項の外、必要な証拠を取り調べるため左の各号に掲げる処分をすることが出来る。

一 証拠物の所持者に対し、当該証拠物の提出を命ずること

二 事実発見のため必要のある場所の検査を行うこと
三 官公署に対して報告又は資料の提出を求めること

第三十條(刑事訴訟に関する法令の準用) 裁判員、書記長及び書記の除斥、忌避及び回避、法廷における審理、調書の作成並びに手続の費用については、刑事訴訟に関する法令の規定を準用する。

第三十一條(裁判の評議) 裁判の評議は、これを公行しない。

裁判は、審理に關與した裁判員の過半数の意見による。但し、罷免の裁判をするには、審理に關與した裁判員の三分の二以上の多数の意見による。

第三十二條(一事不再理) 弾劾裁判所は、既に裁判を経た事由については、罷免の裁判をすることが出来ない。

第三十三條(裁判の理由) 裁判には、理由を附さなければならない。

罷免の裁判に附する理由には、罷免の事由及びこれを認めた証拠を示さなければならない。

第三十四條(裁判書) 裁判をするときは、裁判書を作らなければならない。

裁判書には、裁判をした裁判員

がこれに署名押印しなければならない。裁判長が署名押印できないときは、他の裁判員が、裁判長

以外の裁判員が署名押印できないときは、裁判長が、その理由を附記して署名押印しなければならない。

第三十五條(裁判書の送達) 彈劾裁判所は、終局裁判をしたときは、直ちに裁判書の謄本を罷免の訴追を受けた裁判官及び最高裁判所に送達しなければならない。

第三十六條(裁判の公示) 彈劾裁判所の終局裁判は、官報に掲載してこれを公示しなければならない。

第三十七條(罷免の裁判の効果) 裁判官は、罷免の裁判の宣告により罷免される。

第三十八條(資格回復の裁判) 彈劾裁判所は、左の場合においては、罷免の裁判を受けた者の請求により、資格回復の裁判をすることができ

一 罷免の裁判の宣告の日から五年を経過し相当とする事由があるとき

二 罷免の事由がないことの明確な証拠をあらたに発見し、その他資格回復の裁判をすることを

相当とする事由があるとき

資格回復の裁判は、罷免の裁判を受けた者がその裁判を受けたため他の法律の定めるところにより失つた資格を回復する。

第三十九條(裁判官の職務の停止) 彈劾裁判所は、相当と認めるときは、何時でも、罷免の訴追を受けた裁判官の職務を停止することができる。

第四十條(刑事訴訟との関係) 彈劾裁判所は、同一の事由について刑事訴訟が係属する間は、手続を中止することができる。

第四十一條(免官の留保) 罷免の訴追を受けた裁判官は、本人が免官を願ひ出た場合でも、彈劾裁判所の終局裁判があるまでは、その免官を行う権限を有するものにおいてこれを免することができない。

第四十二條(規則の制定) 彈劾裁判所は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、審理及び裁判の手續について規則を定めることができる。

第四章 罰則

第四十三條(虚偽申告の罪) 裁判官に彈劾による罷免の裁判を受けさせる目的で、虚偽の申告をした者は、三年以上十年以下の懲役に処

する。

前項の罪を犯した者が申告した事件の裁判の宣告前に自白したときは、その刑を減輕又は免除することができる。

第四十四條(証人等に対する罰則) 左の各号の一に該当する者は、これを三千円以下の過料に処する。

一 彈劾裁判所から証人、鑑定人、通事又は翻譯人として召喚を受け、正当の理由がないのに出頭せず、又はその義務を盡さない者

二 彈劾裁判所から証拠物の提出を命ぜられ、正当の理由がないのに提出しない者

三 彈劾裁判所の検査を拒み、又は妨げた者

証言又は記録の提出の要求を受け、正当の理由がないのに証人と

して出頭せず、若しくは虚偽の陳述をし、又は記録を提出せず、若しくは虚偽の記録を提出した者は、これを千円以下の過料に処する。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

〔淺沼稻次郎君登壇〕

○淺沼稻次郎君 たいま議題となりました裁判官彈劾法案について、議院運営委員会を代表して提案の理由並びに法案の趣旨を御説明申し上げます。

日本國憲法は、裁判官に対する國民彈劾の制度を設けるとともに、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するために國會に彈劾裁判所を設ける規定をおいたのであります。

おきましては、彈劾裁判所に関する事項が、その所管に属しております点に鑑み、また國民の手による裁判官彈劾の制度を早急に法制化することはまさに議員自身の任務であつて、法案の政府提出をまつべき性質のものにあらずとの考えから、彈劾裁判所に関する調査と、裁判官彈劾法案の起草に當ることいたしましたして、去る七月九日、彈劾裁判所に関する調査について議長の承認を得たのであります。

爾來今日まで約五十日の間、回を重ねること十七回、あるいは小委員会を設けて原案起草に當り、また司法委員会との連合審査を行つこと四回に及び、しかもその間におきまして、各方面の意見を参酌し、諸外國のいわゆるインピーチメントの制度を比較研究し、かつ關係方面の意見等をも十分検討いたしましたして、昨八月二十二日の委員会において、日本社会党を代表して

安平鹿一君、民主党を代表して後藤悦治君、自由党を代表して大石倫治君、國民協同党を代表して石田一松君、共產党を代表して林百郎君が最後の討論を行い、委員会全会一致をもつて、ここに委員会の成案を得て提出の運びとなつた次第であります。

まず本案の起草及び提出の趣意について申し上げます。由來裁判官の地位は、司法權獨立の原則に基いて憲法によつて保障されており、明治憲法も第五十八條において「裁判官ハ刑法ノ宣告又ハ懲戒處分ニ由ルノ外其ノ職ヲ免セラル、コトナシ」と規定しておりました。日本國憲法も第七十八條において「裁判により、心身の故障のために職務を執ることができないと決定された場合を除いては、公の彈劾によらなければ、罷免されない」と規定し、同じく第六十四條において「國會は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、兩議院の議員で組織する彈劾裁判所を設ける」と規定して、裁判官の罷免が、原則として國會に設けられる彈劾裁判所の裁判によつてのみ行われるべきことを定めております。

この彈劾の制度は、日本國憲法により新たに認められた制度であります。が、國會に設けられる彈劾裁判所にその権限を属させている点において、き

安平鹿一君、民主党を代表して後藤悦治君、自由党を代表して大石倫治君、國民協同党を代表して石田一松君、共產党を代表して林百郎君が最後の討論を行い、委員会全会一致をもつて、ここに委員会の成案を得て提出の運びとなつた次第であります。

わめて注目すべきものがあります。すなわち、従来の判事懲戒法によれば、免官の処分は判事懲戒法によれば、戒裁判所によつて行ふ同僚裁判でありましたが、本法制定の曉においては、裁判官といへども廣く國民監視のもとにおかれることとなり、國民の代表たる同議院の議員の中から選ばれた彈劾裁判所の裁判員によつて罷免せられることとなるため、司法権の正しい運営が期待され、いわゆる主権在民の大原則と、公務員の罷免を國民固有の權利であるとする精神に基く新しい民主主義的制度が確立されるものと考へられるのであります。この憲法の規定に基き、裁判官に対する彈劾の制度を憲法附屬法の重要な一つとして定めようとするのが本案提出の趣旨であります。

なお、本法案起草にあつて、裁判官彈劾制度に関する考え方の基調といつたしました点は、公務員を罷免するは國民固有の權利であるとする趣旨と裁判官の地位の安定とをいかに調和するかの点でありました。日本國憲法によれば、すべて裁判官はその良心に従ひ獨立してその職務を行い、憲法及び法律にのみ拘束されるものとされているのであります。裁判官が公正に良心に従つて裁判するためには、一應その地位の安定をはからねばならないこともまた當然であります。その故に憲法第七十八條は「裁判により、心身の故障のために職務を執ることができないと決定された場合を除いては、公の彈劾によらなければ、罷免されない。」ものとしてゐるのであります。この彈劾の制度をいかに規定するかは、司法権の獨立にも關係する重要な問題であります。従つて、單に彈劾のための彈劾に墮し、裁判官をいたすに不安定な地位におくことは、裁判官の公正な裁判を期待するゆえんでもなく、また決して憲法の認めた彈劾制度の本旨でもないと思ふのであります。かかるがゆえに、本委員会はこの点に特に意を用い、司法権獨立の原則に従つて裁判官の地位を尊重しつつ、公務員を罷免するは國民固有の權利であるとする主権在民の憲法の原則とをよく調和せしめ、もつて裁判官彈劾制度の適正妥當なる運用を期せうとした次第であります。

次に、本案の要旨を御説明申し上げます。第一に、彈劾により裁判官を罷免する事由としては、一、職務上の義務に著しく違反し、又は職務を甚だしく怠つたとき、二、その他職務の内外を問はず、裁判官としての威信を著しく失ふべき非行があつたときの二つをあげております。

第二に、彈劾裁判所及び訴追委員會は、いずれも國會に設けられるものであります。國會とは別個に獨立して職務を行ふものである点から、國會の會期と關係なく、閉會中もその職務を行ふことができるものとしております。

第三に、訴追委員會の組織は國會法に定められてゐるので、その員数を二十人、その予備員の員数を十人といつたしましたほか、訴追委員及びその予備員の選挙の時期、補欠、任期、辞職等に関する規定及び委員長その他の職員についての規定をしております。

第四に、訴追委員會は獨立してその職權を行ふものとし、その職責の重大性に鑑み、訴追委員會は十五人をもつて定足数とし、罷免の訴追の議決は、出席訴追委員の三分の二以上の多数の意見によるべきものとしております。

第五に、訴追の手續については、訴追委員會は彈劾による罷免の事由をみずから調査し、または官公署にその調査を囑託することができるものとし、その調査に關しては、証人の出頭等を要求することができるものとしております。

第六に、罷免の事由ある場合においても、特に情狀によつて訴追の必要がないと認めるときは、罷免の訴追を猶予することができるものとして、時宜に應じて適當な処置をとり得る余地を認め、しかして訴追の猶予は、罷免の訴追と同様、出席訴追委員の三分の二以上の多数の意見によるものとしてゐるのであります。

第七に、何人でも訴追委員會に対し罷免の訴追をすべきことを求めることができるものとして、彈劾が眞に國民のために認められた制度であるということを明らかにしております。

第八に、彈劾裁判所については、各議院においてその議員の中から選挙された同数の裁判員でこれを組織することとは國會法で定められておりますので、本案では、訴追委員會におけると同様、裁判員及びその予備員の員数、選挙の時期、補欠、任期、辞職等に関する規定及びその他の職員に關する規定を設けてゐるのであります。特に裁判員の員数は、衆議院議員及び參議院議員たる裁判員各七人、合計十四人とし、審理及び裁判を行うには、各議院の議員たる裁判員を五人以上とするものとされております。

第九に、審理及び裁判については、その公正な運用を期待して、裁判員は獨立して職務を行うものとするとともに、彈劾裁判所の對審及び裁判の宣告は、すべて公開の法廷でこれを行うものとしてゐるのであります。

第十に、裁判員に対する除斥、忌避及び回避、法廷における審理、証人等については、刑事訴訟法の規定を準用することとしてゐるのであります。この法律に特別の規定のない限りは、審理及び裁判の手續については、彈劾裁判所がみずから必要な規則を定め得ることとしてあります。

第十一に、罷免の裁判については、特にこの手續を慎重ならしめるため若干の規定を設け、殊に罷免の裁判をするには、特に審理に關與した裁判員の三分の二以上の多数の意見によるべきものとしてゐるのであります。

第十二に、罷免によつて裁判官または檢察官となる資格を失つた者は、特定の場合には、彈劾裁判所の裁判によりその資格を回復することを得させることを規定してあります。

第十三に、訴追された裁判官が辭職して罷免の裁判を免れんとすることを防ぐ意味において、罷免の訴追をうけた裁判官は、本人が免官を願ひ出た場合でも、彈劾裁判所の終局裁判がある

までは免旨し得ないものとしたし、またほか、訴追された裁判官の職務の停止、彈劾と刑事訴訟との関係についての必要な規定を設けました。

最後に、虚偽の申告者に対する罰則、及び正当の理由なくして証人として召喚に應じない者に対する過料の制裁をおいておきます。

次に、本案起草の過程におきまして特に論議の対象となりました二、三の点を拾つて御紹介いたします。

第一は、第二條の罷免の事由については、本法案の最も重要な規定であります。この範圍については、演職行為のあつたとき等を加えよとの意見も相当強かつたのでありますが、一方において、いたずらに罷免の事由の項目を拡大することは適當でないのみならず、他方、これ等の点も運用により第二條の規定をもつて処理し得るものとされまして、罷免の事由は、裁判官として職務上適格でない場合及び司法権の尊嚴を毀損するような行為に限定し、たれから見ても彈劾するのが適當と思われる事由を第二條のごとく規定するのが適當であるとの結論に達しました。

第二は、第二條と関連して、第十三條の訴追の猶予の規定を必要とするか

否かの点であります。これについては最も議論のわかれた点でありまして、第二條には「著しく」または「甚だしく」とあつて、その範圍がかなり狭いのであるから、さらにこれに対して訴追の猶予を認める必要はなく、また一度罷免の事由ありと認めたときは、訴追委員会の性格上必ず訴追すべきものであつて、情狀酌量すべき性質のものではない、かつかかる訴追の猶予の規定を存置することは、彈劾裁判所の権限を弱体化するおそれがあり、従つて訴追委員会としては行き過ぎであるという意見がありました。罷免の事由があつても、種々の事情によつて必ずしも訴追の必要のないような場合も起り得るであらうし、かつこの猶予の規定のないときは、たとえば、裁判官として職務をとることに支障がないと思はるる裁判官でも、三年前になした行為によつてこれを訴追しなければならぬ結果となるから、猶予の規定を存置して、時宜に應じて適當な処置をとり得る余地を残した方がよいとの結論になつたのであります。

第三に、罷免された裁判官について、恩給権の剝奪、他の文官の任用に對する制限、弁護士となることの可否等が問題とされましたが、これらのことは本案に規定すべき性質でないものと考えから、恩給法の改正及び今後制定されるべき公務員法、弁護士法に委ねることにいたしました。

第四に、証人等の召喚、証拠調等について、彈劾裁判所及び訴追委員会に對して廣範圍の強制権を認むべしとの意見がありました。司法権の範圍でない点より考へて、過料による間接的強制に止めるを妥當としたのであります。その他幾多の論議が活発に展開されましたが、會議録によつて御承知いただきたいと存じます。

以上、本案提出の趣旨及び内容について御説明申し上げました。

本案は、裁判官彈劾のため彈劾裁判所及び訴追委員会の活動に必要な大綱を定めたものであります。法の運用はこれを運用する人にあることは勿論であります。しかして、本案を運用して裁判官を彈劾する裁判員も、これを訴追する訴追委員も、本案実施により兩議院の議員の中から選ばれるのであります。私は本案の速やかなる実施を希望するとともに、裁判員及び訴追委員となられる議員諸君が、彈劾制度の本質と本案の趣旨を十分体得されて、裁判官彈劾制度の適切にして妥當なる運用をはかられんことを切望する次第であります。

なお本案は、国会法及び新衆議院規則のもとにおいて取扱われました委員提出法律案の嚆矢でありますことは、提出者たる本委員会の深き喜びとするとところであります。私は、国会の自主的活動の強く要望される今日、國會運営の中心となりました委員会の活発な活動の結果、委員会提出法律案のますます多からんことを期待しつつ、炎熱の候委員各位の御熱心と御努力、並びに條文整理に当られた議院事務當局に感謝申し上げ、私の説明を終ります。何とぞ満場一致御賛成あらんことを希望する次第であります。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 採決いたしました。本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて本案は可決いたしました。

第二 自由討論 (前会の続)

○議長(松岡駒吉君) これより前會に引続き自由討論の會議を開きます。提出されております問題は、地方自治と行政改革についてであります。

森三樹二君、発言者を指名願います。

○森三樹二君 社会党は、門司亮君を指名いたします。

○議長(松岡駒吉君) 発言を許します。

○門司亮君 前會の自由討論において私は、地方制度の改革並びに行政の改正につきましては、殊に農村と大都市というような、きわめて利害關係と申しまするが諸條件の異つております地区に對しましては、現在のごとき一行政區画のもとにこれを行うの不合理を指摘いたしておたのであります。なお、それについて補足的意見を申し上げておきたいと思つてあります。

申すまでもなく、わが國の文化、政治、経済の現状と申しますものは、これとて大都市を中心として今日これが行われ、しかいたしまして、その発展はおのずから日本國家の発展にきわめて重大なる貢獻をなし得たものだと考へているのであります。しかるに、現在のごときわが國の画期的改革を行わなければなりません現状において、依然として五十万あるいは百万を越える大都市と地方農村とが、同一行政區画の上において同じ地方自治法のもとにこれが取締りを受けることは、きわめて矛盾をはなだしきものが幾多あるのであります。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて本案は可決いたしました。

○森三樹二君 社会党は、門司亮君を指名いたします。

○議長(松岡駒吉君) 発言を許します。

○門司亮君 前會の自由討論において私は、地方制度の改革並びに行政の改正につきましては、殊に農村と大都市というような、きわめて利害關係と申しまするが諸條件の異つております地区に對しましては、現在のごとき一行政區画のもとにこれを行うの不合理を指摘いたしておたのであります。なお、それについて補足的意見を申し上げておきたいと思つてあります。

申すまでもなく、わが國の文化、政治、経済の現状と申しますものは、これとて大都市を中心として今日これが行われ、しかいたしまして、その発展はおのずから日本國家の発展にきわめて重大なる貢獻をなし得たものだと考へているのであります。しかるに、現在のごときわが國の画期的改革を行わなければなりません現状において、依然として五十万あるいは百万を越える大都市と地方農村とが、同一行政區画の上において同じ地方自治法のもとにこれが取締りを受けることは、きわめて矛盾をはなだしきものが幾多あるのであります。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて本案は可決いたしました。

その一、二を申し上げますならば、たとえば大都市の予算等におきましては、一行政区画の監督の地位にあります府縣の財政よりもはるかに大きく、また事業の内容におきまして、これよりはるかに大きな事業内容をもつものがその府縣の監督を受けているというよりな事実、各方面から見ますときに、一重行政の弊害——本日詳細に申し上げる時間をもち合わせておりませんが、それらの二重行政の廃止、さらに地方行政の面におきまして、監督の面においては著しい弊害を來しているのであります。地方の自治團體が、いわゆる大都市が行わんといたしておりますものを、さらにその上に府縣の監督を受けなければならぬということ、これらの二重行政あるいは二重監督の弊害を受けている大都市が、自由闊達に將來の日本を背負つて立つべき文化・経済・政治の発展をみますことは、わが國再建における最も重要な要素でなければならぬと考えているのであります。

その食糧の確保のためには、農村行政が最も円滑に行われなければならないのであります。しかるに、現在のわが國における、殊に五大都市を含む府縣の行政というものは、その政治の中心がややともいたしますならば大都市に集中され、往々にして農村行政が忘れられる形にあるということは、私が申し上げるまでもなく皆さんの十分御承知のことだと考えておるのであります。でありますので、われわれは農村行政を全からしめて食糧確保に努めるためには、大都市行政と農村行政とが画然と区画のわかれたうちにおいて行われなければならないと考えるのであります。

かく考えますならば、續つて都市行政におきまして、都市におきましては商工業を中心とする、殊に貿易再開の今日におきましては、輕工業あるいは商業の発展というものは、わが國の將來における大なる期待をもち得るものだと考えるのであります。従つて私も、ここに大都市制度の実現を一日も速やかに見ることを急願するものであります。

提案者もその点に触れたと考へておるが、かくのごとき見地よりして、去る九十二議會において、さういひは言を許します。

〇酒井俊雄君 わが國におきましては、長い封建的官僚的統治の傳統の結果、わが國民は治められることを知つて治めることを知らないという言葉をあらはしてあります。前の九十二議會におきまして、地方自治法が新しく制定をいたしましたが、由來中央の權力が地方へはなはだ力強く及んでおります。これは單なる偶然な事実ではないのであります。中央政府が常に官僚的、特權的政治を行う手段として、地方制度をこれに包含せしめたからであると思ひます。

この前の政府の提出原案を見まして、知事は官吏であるという案を出しておりましたし、府縣の官吏の人事権は中央においてこれを掌握するといふ、はなはだ意の強い案が出ておりました。なお知事の原案執行権を存続せしめようという意思も盛りこまれておりました。由來保守的政党内閣におきまして、この自治制度の運営というもの、はなはだしく阻害されてまいつたのであります。さういひにして、これらの点は委員会の活動によりまして民主的に改正をいたされ、決議をいたされたのはまことに結構であります。が、地方自治法はできましたけれども、これをもつて私どもは、地方自治の實現は、まゐらないと思ひます。わが國に多くの問題を残しておると思ひます。

第一に、地方團體の最も大きなものであります府縣についてどう考へたらいいか、どう進んだらいいかという問題があります。この府縣区域の問題は、從來よりたび／＼論ぜられた問題でありまして、今新しくこれが再検討されるといふわけのものではありません。けれども、その地方制度が非常に強く自主的に変革されました今日、新しいまなをもつてこの府縣区域を考へてみなければならぬと思ひます。

今の府縣区域は、御承知の通り明治四年廢藩置縣の際定められたまま、七十有余年の間そのまま据え置かれておるのであります。しかも、その区域の定められる基礎は、行政区画として定められたものであります。自主的な地方自治ということの基礎は、この中にはほとんど含まれていなかったものであります。かりに行政区画として定められたその基礎を踏襲いたすとしたとしても、産業、交通、文化、その他社会万般の発達によりまして、非常に地方の状態はその実質を異にしてゐるのであります。

交通、文化、その他社会万般の發達に即する様にこの府縣の地域が改められる必要があると思ふのであります。が、なお特に府縣というものが自治團體として區別される意味が非常に大きくなりました。府縣の區別は、ほとんど自治團體の對象としての區別、こういう意味に添りかえられました今日におきましては、この自治に適するよう

に、自主に適するよう、地方自治といふことを主眼として、この府縣の區域が改編される必要があると思ふのであります。この点につきまして、現在政府におかれまして何らかの御考慮があるかどうかといふことを私は承りたいと思ひます。

なお、前から問題になつておりました道州といふ問題がございますが、この道州の問題は、官治行政の二つの駒といたしまして、官治行政の目的のもとに各縣の行政を統一するために連絡するために道州が必要じやないかといふことが、從來しばしば論ぜられてまいりましたが、私はそういう意味でなしに、各府縣といふものがほんとうに自治的に自主的に出發をいたしました今日におきましては、お互い近隣自治團體が相連繫し、連絡し、その間の行政の調和をはかるというよりな意味に

おきまして、下からつくり上げられるところの自主的なものがブロックの形をとる必要があると思ふのであります。その名前を道州とつけるかどうかは別であります。とにかくこのような連絡機關、調査機關といふものがぜひとも必要じやないかと考えております。

次に、特別團體のことについて少しく申したいのであります。自治團體と申しますれば、皆さん御存じの通り府縣、市町村、ただちにこれを思い出すのであります。このほかに特別團體たる自治團體があるといふことすら、私も今日まで考えなかつたのであります。が、事実地方の政治が自主的に自治的に行われまうに連れましては、各團體々々の特色を生かしまして、相通する特色をもつていく團體を自治團體の對象としてつくつていく必要があると思ふのであります。今まで自治團體が府縣、市町村というふうなものに限られておりましたのは、ほとんどその自治といふことに政治の主眼をおかずに、中央集権、官僚政治上の方から圧迫的にくる政治が政治の全部であるとして考えられたこの官僚政治、中央集権政治を行つたためには、命令を一樣に画一的に出す必要がありま

すので、その自治團體たる對象の團體も、府縣、市町村というよりな画一的な團體のみをつくつておいたのであります。そして、特殊な團體をこれに認めなかつた。そこに原因があると私は思ふのであります。今こそ政治の中心が自主、地方自治、ここへ移行いたしました今日、特に各種特色ある團體のその存在を大きく認めなければならぬと思ひます。

例を取上げて申しますならば、たとえば遊覽都市は、他の府縣、それらと別な自治團體として、それに即する自治政治を行ふ必要があるでありまうし、そのほか商業都市、工業都市、おの／＼特色があれば、それを一つの自治團體といたしまして、それに適する政治を行ふことは、地方自治制度の当然なる帰結だと思ふのであります。こういう意味におきまして、今問題になつております五大都市の特別市制を認めるかどうかという問題、それもさういふ意味から発足してまいらうと思ふのであります。

私、この特別都制には特に皆様の御批判を仰ぎたいと思ふ一事があるのは、農村と違ひました特色をもつこの大都市を、農村と一樣に政治をせられること、これが矛盾であるといふこと

を私は認めるのであります。ただ、この五大都市特別市制の問題につきましては、時期の考慮が非常に必要だと考へるのであります。産業にいたしましても、教育にいたしましても、その他の種々なる設備施設、これらにつきまして戦災をこうむりました今日の大都市は、昔の形そのまま考えることができないのであります。實質上に大きな変革を來しておるこの都市の現状におきましては、十分その時期を考慮する必要があると思ふのであります。

私は愛知縣から出ておる者でありまして、名古屋方面については、いささか具體的な事實を承知しておるものであります。が、たとえば過去におきましては、縣の財政、縣の税金、こゝういふものは、都市がその大部分と申します。六割も、七割も、八割も税金で出しまして、郡部の方へこれを補助しておつたといふような姿でありましたけれども、現在名古屋市などにおきままする実例では、名古屋市の支出を償つて一ぱい／＼という形になつておる。産業はどうであるかと申しますれば、愛知縣の非常にたくさんの方量の産業が戦災以前の名古屋市中で行われておりましたが、現在におきまして

は、郡部に一步を譲らなければならぬといふ状態になつておる。

で私どもは、かかる大都市の特殊性は認めまうけれども、現在これを特別市制といたしまして、郡部から獨立して、一つの縣のごとく、一つの自治團體の主体としてこれを実施するといふことにならうと、産業の方面、あるいは衛生關係の方面、あるいは教育關係の方面、わけても食糧、薪炭の方面などにつきまして、その操作が非常に困難なるものが生じてくると思ふのであります。主食の配給などは、皆御存じの通り國家が統一になされておるのでありますから、表面から見れば、五大都市が獨立しても別に食糧配給は困らないといふ声があります。が、事實はいかゞであります。事實は郡部と都市との間に非常な苦心をして、縣当局は食糧・薪炭その他のものの操作をして、辛うじて命をつないでおる状態であります。今この際かかる操作の綱を断ち切つたならば、都市の食糧事情、薪炭事情はどうなるか、かかる大きな問題も生じてまいります。その他いろいろ施設の点につきましても、有機的、一体的にできておりまして、これを獨立し、あるいは合して使つたといふような手段、いろいろ

あるでありましようが、今は時期にあらずと私どもは考えております。

次に、國內行政機構の改革問題について少し申し述べてみたいと思ひます。法案は、地方の自治を非常に尊重し、これを盛り上げてつくられましたが、しかしながら実質におきましては、なお中央集権的、官僚的なる政治が地方自治の方面の浸透しておるのでありまして、一例をあげてみますれば、この間からも討論にもたくさん出ました出先官憲の問題であります。ますますこの出先官憲はその数を殖やし、その実権を拡げていくかの感があるのであります。

由來地方政治の内容には、皆様御存じの通り地方自治権固有なるものと、國家行政を地方自治團體が委任を受けてなしておた二つの部面があるのであります。それも事実公正に國家行政を全部委任の形で地方團體になさしめ、地方自治本來の権限を有するものは本來の権限なりとして政治がなされておつたのならば異議はないのであります。が、皆様御存じの通り、むしろ本來地方自治に属する権限、地方團體の権限であるべき本質をもつておるものが、國家の行政権、國家の権利の中に含まれて、そうしてこれが委任の形で行われておりました。今日この多くの出先官憲の問題——詳らかにこれを検討いたしますならば、國家の権力に属すべきものでなくして、地方團體の権限に本質的に属すべきものが、國家の権限なりとして國家の出先官憲によつて地方政治の中に浸透されておる。官僚政治、中央集権的な権利がこれに入りこんでおるといふことは、いふまでもないのであります。

この際この限界をはつきりいたしまして、あくまで地方自治本來の権限に属するものは全部地方自治團體に移す。國家の元來なすべき権能、すなわち全般的計畫を樹立するに必要な政治政策、あるいは全國的基礎の上に立つ全國的統一ある政策、あるいはその他の施設、かかる目的を有する政治、その他地方團體からの連絡調整に関するような政治、こういうものは、國家の政治力として、國家の権力として政治を行はるべきものと思ふのであります。が、地方そのもので本質的な属すべきものは、全部地方團體にその権限を委譲すべきものだと考えています。

なお最後に、地方行政の任に当りまする吏員のことについて一言申し述べたいと思ひますが、知事は公吏とな

り、その他の縣廳のお役人も公吏となりましたものは随分あります。形の上では官吏が公吏となり、地方團體の役員となつたという形式はとつておりますが、公正に冷静に考えてみまして、はたして実質の上にかかる変革があつたかどうかという問題であります。

實質の点に至りましては、まづたくなの官僚政治そのままの政治が地方に行われておるのであります。この点におきまして、大いにこの吏員制度というものが修正を見られねばならないし、本質的に吏員そのものの心からの改造が必要であらうと思ふのであります。

理窟をいたしましては、地方吏員は地方住民の公僕であるといふに喩えておりますが、その実は、頭から地方住民に對して権力をもつて臨むというやうな形で政治を行つておる事實はいふまでもないのであります。この人事の……

○議長(松岡駒吉君) 酒井君、時間でありましてから結論を述べてください。

○酒井俊雄君(続) 以上四、五の意見を申し述べて皆さんの御批判を仰ぎたいと思ひますし、なお政府當局のこれに関する何か御用意その他準備でもあれば、御答弁を願ひたいと思ひます。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 林百郎君、発言

者を指名願ひます。

○林百郎君 木村榮君を指名いたします。

○議長(松岡駒吉君) 木村榮君、発言を許します。

○木村榮君 地方制度が、官僚主義の原則に則つて、昔の山縣有朋やドイツ人顧問のモツセラによつて立案されたといふことは、かつて封建時代においては、武士がその上にあつて一切の人民の政治をとつておつたに對して、今度は官僚によつて農民の支配を確立しようといふことであつたといふ点については、何人も今日認めるところだと思ひます。

そこで、現在の日本の民主化という問題は、地方のいろ／＼な問題が徹底的に民主化されなければ達成できないといふことが問題になるわけでございます。この問題を考えますと、大体外からと内からと両方の面から取上げて批判する必要があるのではないかと思ひます。

内からの問題としますと、たとえば全通、國鉄を除きますと、現在の官公吏といふものは大抵百十四万五千人だと報告されておりますが、そのうち特権官僚、いわゆる高文をパスしたとか、官立大学を出たとかいふ特権をも

つておる官僚が、百十四万五千人の中でわずかに四千六百名。この四千六百名が大体日本の現在の官僚機構の最も大きな勢力を占めて、われ／＼の上のしかかつておるといふことを、われわれは認めなければならぬと思ふのでございます。そこで、この内からの民主化の問題としましては、現在の官公労働組合といつたやうなものが、ほんとうに自主的に、一般の國民とあらゆる面に結合しまして、内から民主的にどん／＼改革をやつていくということも無論必要だと思ひます。

それと同時に、外からの問題は、いろいろな角度から今までの発言者の方々がたくさん論ぜられたのであります。が、当面最も問題になりますのは、内務省の解体と警察制度の問題だと思ひます。今までの警察がどんな役割を果たしたかといふことは、大抵だれも納得しておるわけでありまして、たとえば特高警察といつたやうなものが、内務省を本拠といたしまして、全國に網の目のごとくその機構を整へまして、一般の人民の抑圧機関であつたといふ点でも、いかに人権を擁護すべき警察機関が人権蹂躪の總本家であつたかといふことがわかると思ひます。そこで、内務省が今度廢止になります

が、——これは形式的に一應廃止にな
ると思いますが、しかしながら警察制
度においては、依然として過去の強力
な官僚的と申しましようか、彈圧的警
察制度をまだ維持できるような機構に
なつておる。ここでもつと一般の者に
對して、警察というものがほんとうに
人民の公僕であるという点を認識さす
ために、警察権の大幅の地方委譲とい
うことをわれ／＼は認めなければなら
ないと思ひます。そのことによつて、
大体地方の議會を尊重しまして、ある
いは警察署長、あるいは重要なポスト
を占めますところのそういうた係り
は、その管轄内の一般人民の投票によ
つてこれを選びだす。それと同時に、
その解職罷免あるいは彈劾といったふ
うなことも、人民に權利を與えなけれ
ばならない。

特に今日の状況で問題になりますの
は、警察の監視制度——盛んに毎日の新聞
なんかでは、警察官がた／＼さんいろ／＼
なことをやつておる。警察に警察がつか
なければいけないようなことが現在
あらゆる面に現われておりますが、こ
ういつたことに對しましては、今の段
階としましては、一般市民團體、ある
いは労働組合、あるいは農民組合、そ
の他政党といつたふうな團體から、警
察監視委員といつたようなものを選び
出しまして、警察を監視し、徹底的に
内部からの民主化に協力しなければなら
ないというふうに思ひます。
それからこれは非常に問題だと思ひ
ますが、ほんとうに政治が民主化しま
して、生活の不安がなくなつて、一般
がその日／＼の生活に困らなくなれ
ば、大体犯罪というものは加速度的に
少くなつていくということは当然だと思
ひます。米國のオランダ地方警察
調査班の報告によつても、平和國家、
民主的國家においては、人口三千人に
對して警察官一人の割合でいいという
ような報告をされておりますが、こ
ういうことを考えますと、日本がほと
うに民主的な國家になつたならば、大
体將來日本は、警察官が三万人ぐら
いおれば治安が保たれていくというこ
とになると思ひます。

從つてこれのために、現在の段階
においては、相当大きなやみとインフ
レの根を断ち切つて、この社会不安を
醸し出さないような態勢に急速に整備
せられること。このことは、特に社会
主義的な建設を強調なさつておるとこ
ろの社会党内閣において御考案になれ
ば、簡単にではありません、相当困難
なことではありますが、精力的にやれば

できることだとわれ／＼は考へておる
次第であります。

そうすると、警察官を二十万人に増
加といつたふうな問題も、前回中曾
根議員の方から言われたのでございま
すが、こゝういつたことを考へますと、
これは大体昨年度議會において、時の
大村内相によつて相当論議されてお
ります。從つてこの現在の段階におい
ては、專制的な官僚制度を打破するとい
うための一つの條件として、警察
権の地方委譲、並びに署長、高級人事
の公選といつたふうなことが方向づけ
られなければならないと思ひます。

その次に申し上げたいことは、司法
省の問題でございますが、地方議會と
いふものは、國家權力における地方に
おいての最高機關であるならば、司法
機關と執行機關というものを別箇の角
度から論じていくといたしますと、司
法省は專制的な國家の擁護機關
としての存在任務はあるかと思ひます
が、そうでないならば、民主主義的な
政治体制下においては、不必要になつ
てくるのではないかと思ひます。

え、裁判官、警察官というものを、そ
れぞれの管轄内の地方議會が推薦しま
して、その結果は人民の信任投票とい
うことによつてこれを認め、罷免、彈
劾権というものを地方議會並びに人民
に與えるならば、今の司法ファツショ
の総本家であると言われます司法省と
いふものの必要はなくなつてくるので
はないかというのを申し上げたいと
思ひます。

それから、これは非常に重大なる問
題だと思ひますが、地方制度の問題に
しましても、いろ／＼なものがたくさ
んあるわけでございますが、当面最も
大切な問題は、戦犯者、いわゆる公職
追放の徹底化ということが、最も重要
な段階ではないかと考へるのでありま
す。現在はその点において、中央にお
いても地方においても、比較的このこ
とが徹底的になされてない。ある程
度ごまかされていくような傾向も認め
ざるを得ませんが、これを徹底的にや
れば、ほんとうの地方民主化、地方的
ボスの排除ということになつて、地方
の民主化ということが急速に進むと思
ひます。

ところで、特に申し上げたい点は、
いわゆる公職追放者をただ單に追放
しつばなしということでは、きわめて

片手落ちな方法である。これは追放者
といへども教育あるいは就職、監視と
いつたようなことをやりまして、追放
者をして再びファツショ的な方向に向
わせないで、日本の人民の二人とし
て、日本國の民主化に寄與するような
方向に導くのが、やはり追放した者の
責任であるといふことを考へる次第で
あります。

○議長(松岡駒吉君) 木村君、時間
になりました。結論を……

○大村榮吉(続) 以上、きわめて簡單
に申し上げまして、まだたくさんござ
います、その中で特に申し上げたい
点は、地方の今の府縣と都市の問題
は、大体社會黨の門司議員の御意見に
ある程度賛成でございます。地方制度
は修正すべき点があると思ひますが、
大体において賛成したいと思ひます。
以上、簡單に申し上げておきます。

○議長(松岡駒吉君) 森三樹二君、発
言者を指名願ひます。

○森三樹二君 社會黨は、片島港君を
指名いたします。

○議長(松岡駒吉君) 片島港君、発言
を許します。

○片島港君 私は一昨日、民主政治確
立の基礎條件であるところの官僚の政
治独占禁止法案といふべき官吏制度

の根本的な改革について所見を申し述べたのでありますが、本日は國民一般の関心事である官吏制度の具体的な問題について意見を申し述べて、各位の御批判を仰ぎたいと思つてであります。

まず第一には、官吏の教育についてであります。官吏の教育機関は、警察、通信、鉄道、税務など多数あるのがあります。その教育方法について考えますとき、ほとんど戦時中と変つておらないといふことであります。教育の内容がさうであるばかりでなく、採用の條件などをみましても、採用の資格條件として、必ず思想良好なる者といふ一項があるのであります。思想がよいといふことは、一体何を標準とするか。またその思想判定はどういう人が行ふか。私は深く疑いをもつておるのであります。

教育の内容に至つては、國民の公僕性を強調してはいない。法規一点張りでありまして、思想、文化、社会問題などについて、民主主義的な要素の取入れ方がきわめて不徹底であるのであります。今日はこのような世の中であるが、いつかは逆戻りするかもしれないといふような、新時代にきわめて臆病な教育を施しておる。過去の専制政治

支配体制への復帰を心待ちしているかのように配慮しつつ教育しておるのか、ように考えられるのであります。

その結果はどうであるか。私が選挙の後友人の運轉手とともに、ささやかなるある招待の場に出席いたしましたところ、私がその運轉手を皆に紹介しましたら、出席していた警察官が、いきなり態度をかえて、おまえはあまり見ぬようだが、名は何か、どこかといふふう詰問したのであります。この際政府は、官吏の教育機関に対して思ひ切つた民主主義的教育を断行さるべきであります。

次は、追放がきわめて不公平であるといふ点であります。戦時中の市町村長及び助役までが追放されているのであります。戦時中の警察署長はそのままである。中央官廳で勅任官の局長をしておつたものも、そのまま残されておる。政府は追放のわくをあまり形式的にのみ考へないで、實質的に徹底して断行すべきであると考えるのであります。(拍手)

次は、官公吏の待遇の問題であります。下層官吏は給與増額の強い要求を出しております。私は、上層官吏は宴会、娯樂、地方官廳よりのみやげ物などで、あるいは比較的カリリーの攝取量

に不足を來していないかもしれないのであります。下層官吏の犯罪について、とき／＼新聞で大きく取扱われておるのをみますと、そのほとんどが生活苦からきていふといふこと、なお、体給の最も非薄なる警察官が、半ば公然と役得を利用してゐる実例などを見聞いたしました。今後の官吏道確立の上にゆゆしい問題であると存するのであります。最近官吏道の確立、官廳の民主化について官公廳労組が運動を展開しておるのでありますが、政府はこの好機をつかんで、官廳の不合理な非民主的部分を断ずとして切つて捨てられるように切望してやまないものであります。

最後に、私は議員の一員として、官吏制度の改革は、政府の機構いじりのみによつて徹底できるものでなく、國民の頭から官尊民卑の考へ方を拂拭し、國民自体が官吏機構の民主化に努力すべきであると存するのであります。その理由は、そも／＼官僚主義は必ずしも單に官廳機構の中にだけあるのではなくて、廣く國民自体の封建的な性格並びに心理の中に深く根ざしておるのであります。諸種の黨團あるいは農業者、いろ／＼な組合に至るまで、いやしくも権力のはしくれのある

ところ、滔々たる官僚化の勢いが強いのである。先日片山首相が、國會議員も國民もともに官僚政治の抑圧のために勉強を要すると言われましたのは、決して官吏におもねるとか、あるいは議員をばかにしたとかいふ問題でなく、官僚が政治の面に強く進出しておる事実を事実として認め、制度の改革を行うとともに、議員も國民自体ともに官僚より政治の実権を奪い返すべきであるといふことを警告をせられておるものと私は考えるのであります。

(拍手)各位とともに、民主政治の徹底に全力を盡したいと存するのであります。

以上、簡單であります。具体的問題について私の所見を發表した次第であります。

○議長(松岡駒吉君) 後藤悦治君、発言者を指名願います。

○後藤悦治君 民主党は、中曾根康弘君を指名いたします。

○議長(松岡駒吉君) 中曾根康弘君発言を許します。

〔中曾根康弘君登壇〕

〔議長からやれ〕「交渉済みだ」と呼び、その他発言する者多し

○議長(松岡駒吉君) 議場の交渉が不徹底であつたらしいけれども、せつか

く登壇されたのでありますから、このままこの機会だけお認めを願います。

〔議長、前例としてよいか〕と呼ぶ者あり

○議長(松岡駒吉君) 前例といたしません。

○中曾根康弘君 二日にわたります各議員の熱心なる御討論を拜聴いたしました。政府においてももちろん、われわれも非常なる示唆と感銘を得た次第であります。各党派ないしは議員によりまして発言の表現は違ひようであります。私は次のような点において大体において思想の一致があるように見受けた次第であります。

まず第一は、地方分権をもう少し實質的に断行し、拡充しろといふ意見であります。この意見は、権限の地方に對する大幅な委譲をやれ、あるいは出先機關を徹底的に整理して、地方のことは地方で収まりがつくようにやれ、あるいは煩瑣なる統制手続はこの際撤廃して、もつと物と人が有効に迅速に動くような措置をやれ、こういうような意見が大体において一致したと感ぜられます。但し、警察制度と特別市制の問題に關しましては、なか／＼事態が複雑でありまして、特に警察に關しては、國家治安の根本に關する問題で

あり、輕々にやることはできない、一旦間違つたならばやり返すことができない、相當慎重を要する問題でありますので、これは輕々な処置はできません。しかしながら、一面においては大幅なる地方分権を断行すると同時に、國家意思を最終的に保障するだけの権力的な機構が保持されていなければならない、こゝういふような結論を私は安当であると信じます。それから特別市制の問題に關しましては、これは住民の利害休戚に關することは、これは往大であつて、過早なる結論はつけられません。もう少し慎重審議を要する問題であると考えております。

第二の問題は、任用制度を改革して人材登用の道を開けようという結論であります。御承知のように高等文官試験であるとか、その他の嚴重なる官吏の資格審査、資格の制限がありますので、これらのものは大幅に開放するように、こゝういふ意見が圧倒的であつたと思つたのであります。もう一つは、官吏の職務をもう少し徹底して、新舊法にふさわしいような官吏の質的改良をやれ、こゝういふ妥當なる意見を拜聴した次第であります。

第三は、現在の財政状況その他を見て、もう少し行政整理というか、官廳における配置轉換を合理的に断行せよ、官吏の数はますます増えるばかりであつて、この状態が蔓延していきなれば、國民はその租税負担に耐えられない、そういう事態を前にいたしまして、特に現在の貧困なる日本の財政状態を反省して、大幅なる行政整理ないしは配置轉換を断行すべき時期であると確信する次第であります。

以上の、大體において共通した結論

のほかに、私は中央並びに地方の管理機構及び地方自治の問題に關して、次のような意見を附言いたしたいと思ひます。

まず第一は、経済安定本部の組織に關する問題であります。経済安定本部は、日本の経済を再建するまでの期間の暫定的措置として設置せられたのであります。設置以來権限はますます強化せられ、あたかも日本國民生活における怪獸のような存在になりつつある。この傾向が助長される場合には、決して日本國民の幸福といふものは確保されない、こゝういふ趨勢にあると感じます。

もう一つは、日本経済の今までの統制方式といふものは、自給自足経済といふものを根本思想においておつた。貧弱な日本の資源を、自給自足のにどういふようにしてバランスをとつて使うかといふことがその課題であつたのであります。最近制限的な貿易の再開のもとにおいて、ある程度廣域経済といふか、コストを比較してみても、安い物を入れて、能率的に國民経済を開放的に運営していく、こゝういふ方向に日本國民経済の統制方式は徐々に変わらなければならぬと信じます。そういう観点から見ても、安定本部の内部における実質的な改革及び形式的な縮減といふことが要請されているのではないかと信じます。

第二は、中央官廳の問題であります。大藏省の主計局といふものも存在であります。この主計局といふものは、予算の査定といふことを通じて、各官廳間に王國のような形を呈しておりますが、行政の能率的な統合という面から見ると、アメリカにおける予算

局のように、当然これは内閣總理廳に吸収されるべきものである。そして行政調査部と合体して、物の面と行政機構の人事の面を大體的に俯瞰しながら、日本の行政機構といふものを妥當に運営していく機關でなければならぬと考へます。もう一つは法制局の存在であります。現在の法制局は非常に大きな権限をもつて、中央官廳の各部に對して君臨するような姿を呈しておりますが、これは当然國會に吸収されるべきものではないか、もちろん政府における法案審査といふ機能があるものでありますから、法制局は存在しなければならぬと思ひますが、その大部分の機能といふものは、むしろ國會の法規委員會に直屬すべきものではな

いか、こゝういふふうに考へております。この点に關して、私は政府の善処をお願いしたいと思つておられます。

第三は、最近次第々々に殖えていくところの公團の統制方式に對する反省であります。公團は準國家機關的な性質をもつていふのであります。これが蔓延していくと、先ほど申し上げましたように官廳機構の一環をなしているものであつて、財政負担に耐えられない、煩瑣な統制方式といふものは、ますます擴充せられるという結果になります。もちろん、日本の現在の苦しい経済を脱却するためには、ある程度の統制が必要である。三月二十五日マツカサ一元帥の吉田總理大臣あての手紙にもあるように、あの線に沿つてきたためには、自由経済などということは夢物語であると私は思つております。従つて、ある程度の統制方式といふものは必要でありますが、たと

えば日常の消費物資まであまり嚴格に

やる必要はないではないか。日本経済の根幹をなす重要基礎産業に關するものは、ある程度の公團的なものも必要であるかもしれない。特に独占禁止といふことを考へると必要であるかもしれないけれども、これを消費物資面まで無限大に擴大するといふことは、深甚なる考慮をしなければならぬと存じます。

○議長(松岡駒吉君) 中曾根君、もう時間がまいります。

○中曾根康弘君(続) 最後は、この行政機構の改革も、あるいは地方自治の擴充といふものも、根本は人間の精神革命にある。人間の精神、つまり國民の政治思想がもう少し陶冶されて、そして香りの高い政治道徳が実践されるようにならなければ、日本の民主主義の発達といふものは期せられるものではないと考へます。この意味において、最近発足いたします民主政治教育連盟、こゝういふものには關しては……

○議長(松岡駒吉君) 時間がまいります。

○中曾根康弘君(続) 官民ともに絶大な援助協力をなさなければならぬと信じます。

もう一つは、全國にある青年文化運動といふものは民主主義の芽でありますが、この青年文化運動といふものは、ぜひとも政府及び民間がこれを擴充する必要があると思つておられます。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) これにて自由討論は終了いたしました。

次会の議事日程は公報をもつて通知いたします。

「政府の答弁がある」と呼ぶ者あり

○議長(松岡駒吉君) 答弁の申込みはございません。

本日はこれにて散會いたします。

午後三時四十九分散會

出席國務大臣 厚生大臣 一松 定吉君
國務大臣 齋藤 隆夫君
出席政府委員 内務事務官 林 敬三君

衆議院會議録第二十二號中正誤

頁	段	行	誤	正
二四	三	五	付託された	付託された
二五	二	〇	私とては	私としては
二五	一	〇	いたそうい	いたそうとい
二五	一	〇	としての	としての
二五	一	〇	養われてる	養われてる
二五	一	〇	を	を

〔落〕東京都新宿区市ヶ谷本町